

令和7年第4回富岡町農業委員会定例総会 令和7年5月15日（木）

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○議長（佐藤清隆君） それでは、皆さん、おはようございます。定刻より若干、5分ほど早いのですが、参加予定の方が全員そろっておりますので、ただいまから令和7年第4回富岡町農業委員会定例総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は過半数でありますので、富岡町農業委員会会議規則第8条の規定によりまして、本総会は成立することを報告いたします。

---

○開議の宣告

○議長（佐藤清隆君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長（佐藤清隆君） 本日の議事日程は、お手元に配付した資料のとおりです。

---

○会議録署名委員の指名

○議長（佐藤清隆君） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、規則第16条の規定により、議長において

3番 深 谷 昇 委員

4番 塚 野 芳 美 委員

の2名を指名いたします。よろしくお願いします。

---

○会期の決定

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間としたいと存じますが、これにご異議はございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（佐藤清隆君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

---

○議案の一括上程

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第3、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長、どうぞ。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐藤清隆君） それでは、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局長より朗読と農地法に基づく検討事項の説明を求めます。

事務局長、どうぞ。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 朗読と説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員である坂本仁推進委員のご意見をお願いいたします。

○最適化推進委員（坂本 仁君） おはようございます。本件につきましては、5月8日、会長をはじめ、塚野委員、渡邊推進委員と私、あと事務局において現地調査を行ってきたところでございます。

まず、10ページをお開きください。あと、位置図の中で申請箇所、丸で囲んであるところが申請地でございます。ここは、正彦君が現在この土地を借りて菜種を栽培しているところでございます。今後も正彦君がここで営農を行っていくというような点もありまして、本件については支障ないというようなことで私は判断しましたので、皆様の意見や判断をよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） ありがとうございました。

推進委員の説明が述べられましたので、これより質疑を行います。皆様からご質問やご意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第7号別紙1を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案を許可とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 全員挙手であります。

したがいまして、本案は許可とすることに決しました。

以上で議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを終了いたします。

続きまして、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局長より朗読と農地法に基づく検討事項の説明を求めます。

事務局長、どうぞ。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 朗読と説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員であられる渡邊隆幸推進委員のご意見をお願いいたします。

○最適化推進委員（渡邊隆幸君） おはようございます。先ほど坂本推進委員よりありました、5月8日に現地調査のほうに行ってまいりまして、場所になりますが、1月に申請があったところの隣接地になります。夜の森の旧パレス華の樹の向かい側の場所になりますが、担当者の説明や内容を踏まえて、ここにありますとおり、駐車場としての利用ということですので、特に大きな異常はなかったなと思います。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） ありがとうございます。

それでは、皆様からご質問やご意見はございますか。

3番さん。

○3番（深谷 昇君） 今の説明の中で、前回申請があった分という土地の面積が分からぬからですけれども、今回の分はたまたま私は担当で行きましたけれども、合わせるとあれ何か5,000平米を超えるのではないかという懸念がされるのですけれども、だとすれば大規模開発になるので、その辺は町のほうとしては把握しているのかどうか。

○議長（佐藤清隆君） はい。

○事務局係長（伊本和明君） おはようございます。今ご指摘の前回のと敷地を合わせると5,000平米を超えるかということですが、農地だけではなく、山林であったり、宅地というのも事業の用地になっておりまして、合計すると1万平米を超えます。それに関しまして、開発行為の許可申請についてはきっちり手続は出していたので、都市整備課を経由いたしまして、福島県のほうに開発申請というのはきっちり行われております。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） そのほかございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（佐藤清隆君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第8号別紙1を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案件を許可とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は許可とすることに決しました。

以上で議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを終了いたします。

○その他

○議長（佐藤清隆君） 続きまして、日程第4、その他でございます。

その他について、まず、事務局のほうから説明等ありますか。

[「ありません」と言う人あり]

○議長（佐藤清隆君） では、堀川奈美子推進委員から農地パトロールの結果報告についてを発表してもらいます。よろしくお願ひします。

○最適化推進委員（堀川奈美子君） 令和7年の4月15日、農業委員会総会の後、農地パトロールを実施いたしました。お手元にある農地パトロール情報共有の資料を御覧ください。農地パトロールの実行箇所は2か所でございまして、下郡山真壁の309、上郡山岩井戸666の外10筆以上の箇所になります。

真壁の土地について報告、管理会社は株式会社アースコム、用地で、太陽光発電施設が設置されています。現在の状況は、太陽光パネルの日陰を利用してサカキを育てているが、防草シートが張られていらない状況です。また、周囲の草も刈られておらず、管理ができていらない状況でした。

次に、上郡山岩井戸666の外10筆の土地についての報告。管理者は草野仁様、農業をする目的で3条の許可をしており、この土地は令和4年4月15日に総会にて3条申請があつた土地になり、農業に従事する目的で、所有権移転したが、写真のとおり管理ができておらず、耕作もしていらない状況でした。

今後の方針として、事務局より管理者に対して電話や通知文による注意喚起を行う予定です。

報告は以上です。

○議長（佐藤清隆君） ありがとうございました。

これに関して、何か補足することとか質問とかございますか。

石井さん、どうぞ。

○9番（石井 功君） これの後、何か事務局のほうでは対応しましたか、これについては。

[「対応する」と言う人あり]

○9番（石井 功君） これからやるの。

[「はい」と言う人あり]

○議長（佐藤清隆君） やるそうです。これに関しては特別ないということなので、続きまして事務局のほうから農地転用に係る地域計画の変更について、それから旅費制度の改正について、農作業における注意事項について、この3点についてご説明をお願いいたします。

堀川次長。

○事務局（伊本和明君） では、まず私のほうから（2）の農地転用に係る地域計画の変更についてお知らせいたします。

A4の1枚で丸、農地転用に係る地域計画の変更についてという用紙を御覧ください。4月の総会のときに地域計画で策定されている農地を転用等する場合は、まず地域計画から除外しなければいけ

ないという、それを四半期に1回、案件があった場合行つていきたいと考えておりますとお知らせしていたところですが、策定した6地域のうち4地域で農地転用をしたいという相談を受けております。そのため、その該当4地域に関して、5月28日の9時半から10時半と11時から12時、この2枠でそれぞれ1枠2地域で除外に関する座談会というのを実施したいと思います。各農業委員、推進委員の皆様につきましては、それぞれの6地域に割当てさせていただいております。その担当委員、推進委員の方々には、5月9日付で通知のほうを発送しておりますので、ご出席等をよろしくお願ひいたします。

今回4地域で、残りの2地域については、今後案件が出た場合、もしくは11月に全体の見直しに関して意見等をいただきたいと思いますので、その際はよろしくお願ひいたします。

以上、地域計画の変更についてお知らせでございます。

○事務局主事（木下裕太君） 私のほうから富岡町の旅費制度の改正についてご説明いたします。

まず初めに、4月分の旅費の支給に関してなのですが、こちら、すみません、対応が遅くなってしまって大変申し訳ございませんでした。以後、事務処理について早めに対応することを心がけていきますので、よろしくお願ひします。

それでは、お手元にありますA4判の横書きの富岡町の旅費制度の改正、旅費等支給の変更という用紙を御覧ください。国家公務員等の旅費法の改正に伴いまして、富岡町の常勤職員及び非常勤職員等の旅費支給方法の改正があり、非常勤の特別職である農業委員及び農地利用最適化推進委員の方についても令和7年4月1日以降、旅費の支給額等に変更が生じましたので、お知らせいたします。

まず改正前についてなのですが、緑色の表を御覧ください。今まででは、町内の各居住者の方に関しては日額旅費1,700円、町外の方に関しては日当プラス普通旅費で、日当が2,600円プラス全旅程掛ける23円、こちらを支給しておりました。それが、令和7年、今年度の4月1日から改正されまして、下の青い表になるのですけれども、まず町内居住者の方については変更なしで1,700円になります。変わったのが町外居住者の方になります、まず1つが距離の制限が設けられました。全旅程90キロ未満の方については日額旅費が2,000円、全旅程90キロ以上の方に関しては全旅程掛ける23円ということで、日当がなくなったという点が変更点になります。裏面に参考の例が載っておりますので、そちらをご確認ください。こちらの日当の廃止の理由についてなのですが、日当は昼食代を含む諸雑費、目的地を巡回するための交通費を賄う旅費として支給されていましたが、昼食代は通常の勤務においても必要となることから、日当は支給しないということで整理がされました。

まとめになりますが、今回の改正は農業委員に限らず、常勤職員及び非常勤職員全般に係る改正となります。また、報酬等についてはこれまでと変更はございません。居住地等に変更が生じた場合は、町住民課のほうに届出のほか、農業委員会事務局にもご連絡お願いできればと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○事務局 (堀川貴司君) 私のほうから 3 点ほどお知らせいたします。

1 点目、農作業における注意事項についてです。皆様にお配りしました、表面にトラクターの安全対策について、裏面に熱中症対策について記載されておるチラシを御覧ください。こちらは、福島県農林水産部農業担当手課から交付されているものであります。県のほうで農作業事故のゼロを目指し、福島県農作業安全運動を展開中で、特に重点推進期間を春は令和 7 年 3 月 1 日から 5 月 31 日、秋は 9 月 1 日から 10 月 31 日としております。春と秋は、トラクターを利用する機会が多くなり、農作業事故が発生しやすい時期となっておりますので、安全に注意して農作業を行っていただきますようお願いいたします。

裏面を御覧ください。県内では、毎年 5 月上旬から熱中症が発生しております。農作業を行う際、暑さに応じて無理のない作業計画と小まめな休憩、水分補給を行い、熱中症にご注意いただきますようお願いいたします。

また、農作業に関連しまして、この時期トラクターや田植機での農作業を行い、機械に泥が付着すると思います。泥が付着したまま公道を走行しますと、落ちた泥が通行の妨げになり、滑りやすく、交通事故の原因にもつながり、大変危険です。そのため、機械についている泥を落として走行していただきますよう、農業委員、推進委員の皆様におかれましては知り合いの農家さんに対しても周知していただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

2 点目です。来月の農業委員会総会の日程についてです。来月の総会は、6 月 16 日月曜日 10 時からとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、本日の総会終了後の日程についてお知らせいたします。4 月の総会でご連絡しましたとおり、企画課より太陽光発電設備設置等に関するガイドラインについて説明がございますので、総会終了後、準備が整うまで少々お待ちください。

説明は以上です。

○議長 (佐藤清隆君) この件に関して何かご質問等ございましたらお願いします。

小坂さん。

○8 番 (小坂竜也君) 細かいことであれなのですが、旅費の支給例の裏面の計算式が 76.3 掛ける往復なので、掛ける 2 掛ける 23 ですよね。

[「そうです」と言う人あり]

○8 番 (小坂竜也君) 字体が間違っているので、ちょっと分かりづらいかなと思って。

以上です。細かいことですが。

○議長 (佐藤清隆君) 渡邊さん、どうですか。

○6 番 (渡邊康男君) その他のその他でよろしいですか。農業振興公社から来られている加納さんにちょっとお聞きしたいと思うのですが、急な質問なので、次回の総会の折でいいのですが、簡単な資料等を準備いただいて説明いただければというふうに。

本題なのですが、

[REDACTED]

皆さんご承知のように、管理耕作の制度が今年度終了されるわけです。それで、それに代わって多分中間管理機構、農地バンクのほうに移行されるのかなというふうに思うのですが、まず1つ目、第1点、これは前にも農業委員会等でも説明は若干あったのですが、その仕組みなり、あるいはメリットなり、あるいはスケジュール等々について、勉強も含めて、次回簡単な資料を出していただいて、説明いただければなど。あるいは、その周知方法を農家の方々に今後どういうふうにしていくのかも含めて。それが1点。

2点目が、管理耕作からの移行に当たって、特にその契約の書類であったり、これは中間管理機構でやってくれるのですが、あるいは賃貸料の設定をどうするかとか、従来どおりでいいのかとか、その辺の問題。

3点目が、これらを推進するのに、あるいは相談あるいは受付等の窓口が多分産業振興課になるのだろうと思うのですが、その辺との兼ね合いはどうなってくるのか。あと、その役割、町、JAの役割は今後どういうふうになってくるのか、その辺も併せてお願いしたい。

そして、一番重要なのが農地集積、集約化の問題ですが、我々農業委員が特に関わっていかなければならぬというふうに思うのです。その辺のことも併せていろいろご指導いただければということで、大きくはその3点を次回の6月16日の総会の折に加納さんの方からご説明をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） 何かありましたら。

○農業振興公社（加納一城君） 今渡邊委員のほうからお話がありましたので、次回町の役場の方と相談して、説明できるように用意したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤清隆君） そのほか皆さんの方からござりますか。

[「なし」と言う人あり]

○閉会の宣告

○議長（佐藤清隆君） 特別なければ、ここで一旦会議を閉じます。

閉会（午前10時40分）

上記総会の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年 7月 15日

委 員 深谷昇

委 員 塙野芳美